

第18条（甲の解除権） 甲は、工事中必要によって契約を解除することができるものとし、これによって生ずる乙の損害を賠償する。甲は、(1)乙が、正当な理由がなく、着手期日を過ぎても工事に着手しないとき、(2)工程表より著しく工事が遅れ、工期内又は期限後相当期間内に乙が工事を完成する見込みがないと認められるとき、(3)乙が第3条の規定に違反したとき、(4)その他乙がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められるときのいずれかの場合には、契約を解除することができるものとし、乙に損害の賠償を求めることができる。契約解除のときは、工事の出来形部分は甲の所有とし、甲乙協議のうえ清算する。

第19条（乙の中止又は解除権） 甲が前払金又は部分払の支払を遅延し、乙において相当の期間を定めて催告しても、なおその支払がないときは、乙は工事を中止することができる。乙は、(1)甲の責に帰すべき事由による工事の遅延又は中止期間が、工期の3分の1以上又は2ヶ月以上になったとき、(2)甲が工事内容を著しく減少したため、請負代金が3分の2以上減少したとき、(3)甲がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行ができなくなったと認められるとき、(4)甲が請負代金の支払能力を欠くことが明らかとなつたときのいずれかの場合には、契約を解除することができるものとし、甲に損害の賠償を求めることができる。契約解除のときは、工事の出来形部分は甲の所有とし、甲乙協議のうえ清算する。

第20条（契約に関する紛争の解決） この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わない場合には、甲又は乙は、当事者の双方の合意により選定した第三者又は建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停により解決を図る。

2. 甲および乙は、その一方又は双方が前項のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前項の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

第21条（補則） この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めることとする。

以上この契約の証として本書一通を作成し、各自記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

住 所

甲（注文者）

氏 名



住 所

乙（請負者）

氏 名



住 所

丙（監理者）

氏 名



(4)

収入
印紙

工事請負契約書

注 文 者 _____ (以下「甲」という。)

請 負 者 _____ (以下「乙」という。)

監 理 者 _____ (以下「丙」という。) (監理者をおく場合に限り記載する)

この契約書（約款含む）と添付の図面、仕様書、冊とによって工事請負契約を締結します。

1. 工 事

2. 工 事 場 所

3. 工 期

着 手 年 月 日

完 成 年 月 日

4. 請 負 代 金 額

金

うち工事価格 金
(税引に係る消費税額を除く)
取引に係る消費税額 金

5. 支 払 方 法

この契約成立のとき 金

部 分 払
第1回 金
第2回 金

完成引渡しのとき 金

6. 檢 査 の 時 期

約款の定めによる

7. 引 渡 時 期

検査合格後 日以内

8. 履 行 遅 滞 違 約 金

約款の定めによる

9. 「特定住宅建設瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」の適用の有無

(注)「有」を選択した場合には、「履行を確保する手段を(a)、(b)から選択し、別紙の保証供託用又は責任保険用のいずれかに必賛事項を記載のうえ、当該請負契約書と一緒に化して振り、割り印を押して、注文者に交付してください。」
(イ) 有 (a) 供託 (b) 責任保険 (ロ) 無

10. 「特定商取引に関する法律」の適用の有無

(注)「有」を選択した場合には、「特定商取引のクリーリングオフに関する法律(平成12年法律第104号)第6条第1項に規定する特定建設工事の場合は、(1)個体工事に要する費用、(2)再資源化等に要する費用、(3)分割削除等の方法、(4)再資源化等をする施設の名称及び所在地についてそれぞれ記入する。
(イ) 有 (ロ) 無

11. そ の 他

(注)建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第6条第1項に規定する特定建設工事の場合は、(1)個体工事に要する費用、(2)再資源化等に要する費用、(3)分割削除等の方法、(4)再資源化等をする施設の名称及び所在地についてそれぞれ記入する。

(1)